

7 近経第 191 号
令和 7 年 10 月 1 日

大阪府東大阪市水走 3-5-2-303
株式会社森林コンサルタント
代表取締役 宮田 龍朗 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が、近畿中国森林管理局発注の雄山林道測量設計業務の一般競争入札において、落札決定後に契約を辞退したことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 19 年 7 月 2 日付け 18 林政政第 793 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和 8 年 1 月 1 日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和 7 年 10 月 2 日 ～ 令和 8 年 1 月 1 日（3 ヶ月）

2 指名停止の理由

株式会社森林コンサルタントは、令和 7 年 9 月 12 日に実施した近畿中国森林管理局発注の雄山林道測量設計業務の一般競争入札において落札者となったが、品質確保基準価格を下回ったため、品質証明書等の提出を求めたところ、品質確保基準価格に該当した場合の受注者の義務に定める、配置予定管理技術者と同等の資格を保有する担当技術者の増員配置ができないことを理由に契約を辞退した。

このことが、工事請負契約指名停止等措置要領の別表第 2 第 16 号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。